

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 佐賀県佐賀市久保泉町大字上和泉2809番地1

氏 名 株式会社江里口造園
代表取締役 江里口 義章

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

佐賀県知事 山口 祥義



許可の年月日 令和4年(2022年)11月21日
許可の有効年月日 令和9年(2027年)11月20日

1. 事業の範囲

収集運搬業（積替え・保管行為を含まない）

産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、鋳さい、がれき類、ばいじん、
廃プラスチック類、金属くず及びガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。）

以上13種類（石綿含有産業廃棄物を含み、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。）

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

令和4年11月21日 更新許可

令和5年 9月21日 変更届 住所の変更 以下余白

5. 積替え許可の有無

無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

無

この許可に不服があるときは、この許可証を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、環境大臣に審査請求をすることができます。
また、この許可を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、佐賀県を被告（被告の代表者は、佐賀県知事です。）として訴訟を提起することができます。

別紙 新旧対照表・・・変更部分

新	旧
<p>・運搬車両 <u>18台</u></p> <p>佐賀100は3146</p> <p>佐賀400せ5790</p> <p>佐賀400せ7084</p> <p>佐賀100は2972</p> <p>佐賀100す・357</p> <p>佐賀800さ9709</p> <p>佐賀100す2807</p> <p>佐賀100す3201</p> <p>佐賀100す3376</p> <p>佐賀 11せ2877</p> <p>佐賀400た・739</p> <p>佐賀800す2293</p> <p>佐賀400た3764</p> <p>佐賀400た4531</p> <p>佐賀100は4587</p> <p>佐賀100す7224</p> <p>佐賀100す8072</p> <p><u>佐賀800す5917</u> (増車)</p>	<p>・運搬車両 17台</p> <p>佐賀100は3146</p> <p>佐賀400せ5790</p> <p>佐賀400せ7084</p> <p>佐賀100は2972</p> <p>佐賀100す・357</p> <p>佐賀800さ9709</p> <p>佐賀100す2807</p> <p>佐賀100す3201</p> <p>佐賀100す3376</p> <p>佐賀 11せ2877</p> <p>佐賀400た・739</p> <p>佐賀800す2293</p> <p>佐賀400た3764</p> <p>佐賀400た4531</p> <p>佐賀100は4587</p> <p>佐賀100す7224</p> <p>佐賀100す8072</p>